

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	岐阜県
3. 市区町村名	東白川村
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.vill.higashishirakawa.gifu.jp/sonsei/koukai/mynumber/

執行機関名 東白川村長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	東白川村福祉医療費助成に関する条例(昭和五十年条例第二十七号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの(母子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童に係る医療費)
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		東白川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第一 第一の項 東白川村福祉医療費助成に関する条例(昭和五十年条例第二十七号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法第一条	東白川村福祉医療費助成に関する条例(昭和五十年条例第二十七号)第一条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて <u>児童の福祉の増進</u> を図ることを目的とする。	第一条 この条例は、子ども、重度心身障害者、母子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童に対し、医療費の一部を助成(以下「福祉医療費助成」という。)することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もつて <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		東白川村福祉医療費助成に関する条例(昭和五十年条例第二十七号)